平成２２年（フ）第６７５０号
大阪市浪速区元町２丁目６番29号　鈴鹿荘６号
債務者　髙城　麻利
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６３号
大阪市城東区今福南２丁目23番９号　シティーコーポ今福503号室
債務者　岸　　富子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７３号
大阪府寝屋川市楠根北町８番９号
債務者　谷口　亜実
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５３号
大阪市大正区南恩加島６丁目19番５号
債務者　谷内　博行
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７７号
大阪府東大阪市若江本町４丁目４番１号　村田文化１Ｆ西端
債務者　泉　百合江
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８５号
大阪府守口市藤田町１丁目２番27―618号
債務者　Ｙ．Ｔ．Ｃこと　吉田　俊一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２３号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目25番11号　エリーネス西田辺502号
債務者　宮下　和也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２８号
大阪府守口市松下町12番５―405号
債務者　松田　順子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８８号
大阪市住吉区千躰２丁目４番33―103号
債務者　川口　　明
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９４号
大阪府東大阪市森河内東２丁目11番34号　ニューライフ新喜多402号
債務者　池田　龍博
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５２０号
大阪市城東区古市１丁目23番23号　サントゥール南進304号
債務者　濱川　円香
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３１号
大阪府四條畷市岡山２丁目１番４号　エクセレントカーサ503
債務者　坂本　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８７号
大阪市大正区泉尾２丁目21番２号
債務者　山﨑花乃子こと　山﨑　福代
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７００号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―102号
債務者　野呂　洋美
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３２号
大阪市福島区大開３丁目１番18号　黒木マンション202号
債務者　谷水　智恵
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３４号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番20―908号　新大阪ホワイトハイツ
債務者　丸田紀素子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４０号
大阪府八尾市萱振町１丁目16番地の１　ファミール八尾209号
債務者　齋藤　芳惠
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部